

九					番号	
五件					傍	
五件						
麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八 条第二項、覚せい剤取締法第四十一条 の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡】					受令状	
携帯電話					通信手段 の種類	
七日間	間十二日	間十三日	一日間	間二十日	実 施 期 間	
回十百 四五	回五十	四六十	なし	七八五 回十百		通話 回数
二八 回十	回十六	九三十	なし	回十七		第二十 条第三 項
なし	なし	なし	なし	なし		第二 号
十三人					逮捕 人員 数	

十一	十	番号		傍	受	令	状	通信手段 の種類	実		施	期	間	逮捕 人員 数		
		請求	発付						罪名（罰条）	間					回数	第二十一 条第二 項
二件	携帯電話	間 十六日	間 十一日	回 二百五十	回 九十	回 三十	なし	なし	一人							
二件	携帯電話	間 十六日	間 十一日	回 二百五十	回 九十	回 三十	なし	なし	一人							
二件	携帯電話	間 十六日	間 十一日	回 二百五十	回 九十	回 三十	なし	なし	一人							

(注一) 「麻薬特例法」とは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいい、「組織的犯罪処罰法」とは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」をいう。

(注二) 番号一及び三の「銃砲刀剣類所持等取締法」については、平成十九年法律第二百十号による改正前のものである。